

春の火災予防運動について

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2025年度 全国統一防火標語

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

<実施期間> 令和8年3月1日(日)から3月7日(土)までの7日間



重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時における火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 林野火災予防対策の推進
- (6) 地震火災対策の推進

住宅防火対策の推進

- 放火火災防止対策、住宅用消火器等の普及促進及び訓練指導
- 高齢者等の安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

住宅用火災警報器の設置対策

- 普及率を踏まえた設置促進、維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- 奏功事例の紹介、住宅用火災警報器の設置率調査



広報活動の実施

- ホームページ・SNSによる広報、街頭広報、巡回広報、ポスター掲出、自治会回覧文書での啓発、大型店舗における店内広報及びレシート広報



地域における防火安全体制の充実

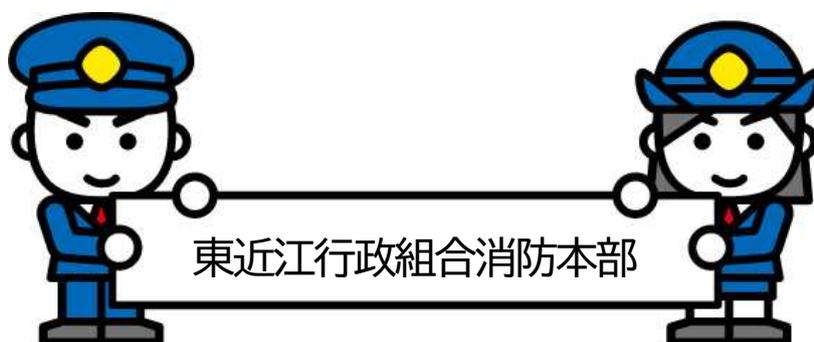
- 女性防火クラブ、自治会への訓練指導

防火対象物等における防火安全対策の徹底

- 消防訓練指導、事業所との合同訓練の実施
- 物品販売店舗、ホテル・旅館、小規模福祉施設、有床診療所・病院、飲食店、大規模倉庫等への立入検査及び防火安全対策指導

林野火災予防対策の推進

- 林野周辺住民、入山者等への広報・啓発活動の実施
- 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と警戒パトロールの実施



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

住宅用火災警報器を点検しましょう ～火災予防運動期間中は点検推進期間です！～

住宅用火災警報器の定期的な作動確認！古くなったら交換！

1. 点検する

警報器のボタンを押す、
またはひもを引いて音を確認する

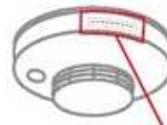


- **正常な場合**
「ピーピーピー」、「ピーピーピー火事です」、
「正常です」など
※警報音はメーカーや
製品により異なります。
- **電池切れの場合**
「ピッ… ピッ…」
- **故障の場合**
「ピッピッピッ… ピッピッピッ…」
※電池のコネクタが、本体にしっかり
差し込まれていないと音が鳴らない
場合もあります。

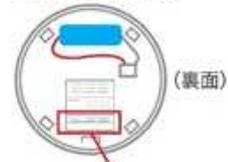
2. 確認する

警報器の設置年月や
製造年月を確認する

設置年月記入場所



製造年月記載場所



- 記入場所はメーカーや製品によって異なります。
- 設置後間もなく電池が切れた場合は、
販売店またはメーカーにご相談ください。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、
とりカエル。

住宅用火災警報器を交換するなら
連動型住宅用火災警報器がおすすめだよ。



東近江行政組合消防本部 予防課 0748-22-7603

近江八幡消防署
0748-33-5119

八日市消防署
0748-22-7610

日野消防署
0748-52-0119

能登川消防署
0748-42-0119

愛知消防署
0749-45-4119

関係リンク先

[全国火災予防運動について \(総務省消防庁\)](#)

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>

[住宅用火災警報器を設置しましょう。定期的に点検を行いましょう。\(総務省消防庁\)](#)

<https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html>

[住宅用火災警報器 チラシ・映像資料 \(一般社団法人日本火災報知機工業会\)](#)

<https://www.kaho.or.jp/pages/keiho/page-keiho-07-01.html>

[防火対策の推進 地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～ \(総務省消防庁\)](#)

https://www.fdma.go.jp/publication/movie/juutaku_bouka/post-2.html

令和8年春の火災予防運動実施要綱

東近江行政組合消防本部



1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 』

3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時における火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 林野火災予防対策の推進
- (6) 地震火災対策の推進

5 実施事項

(1) 一般家庭や地域で推進する事項

- ① 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- ② 「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」の励行
- ③ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

— 4つの習慣・6つの対策 —



4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

(2) 事業所で推進する事項

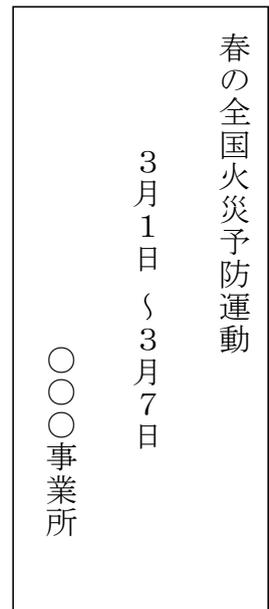
① 火災予防思想の普及・啓発

- ア 立て看板（右図）、防火ポスターの掲出
- イ 放送設備、社内広報等を活用した防火広報の実施

（放送例文）

ただいま、春の火災予防運動が行われています。この時季は、空気が乾燥して火災が起こりやすくなっています。火の取扱いには十分注意してください。

【立て看板の例】



② 防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- ウ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- エ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
- オ 飲食店における防火安全対策の徹底
- カ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底

(3) 消防本部、消防署で実施する主な事項

① 住宅防火対策の推進

- ア 放火火災防止対策、住宅用消火器等の普及促進及び訓練指導
- イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

② 住宅用火災警報器の設置対策

- ア 普及率を踏まえた設置促進、維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 奏功事例の紹介、住宅用火災警報器の設置率調査

③ 広報活動の実施

ホームページ・SNSによる広報、街頭広報、巡回広報、ポスター掲出、回覧文書での啓発、大型店舗における店内広報及びレシート広報

④ 地域における防火安全体制の充実

女性防火クラブ、自治会への訓練指導

⑤ 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 消防訓練指導、事業所との合同訓練の実施
- イ 物品販売店舗、ホテル・旅館、小規模福祉施設、有床診療所・病院、飲食店、大規模倉庫等への立入検査及び防火安全対策指導

⑥ 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等への広報・啓発活動の実施
- イ 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と警戒パトロールの実施

6 その他（次の運動も併せて取り組みます）

(1) 山火事予防運動

目的：この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

(2) 車両火災予防運動

目的：この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。